

食中毒に注意しましょう!

暑い季節は、細菌による食中毒の発生が多くなります。食中毒予防の3原則を行い、健康に過ごしましょう。

<食中毒予防の3原則>

- ①菌をつけない
 - ・十分な手洗いを行いましょう。
 - ・生肉とそれ以外の食品を扱う場合、トンゴ・箸は必ず別のものを使用してください。
- ②菌を増やさない
 - ・細菌が増殖しないように低温保存(10℃以下)しましょう。
- ③菌をやっつける
 - ・食品は中心部までよく加熱(75℃以上で1分間以上)して、すぐに食べましょう。
 - ・食肉は、生や加熱不十分な状態では、絶対に食べないでください。



問い合わせ/熊谷保健所 (☎523・2811)へ。

ご協力ください!

愛の募金

寄居地区更生保護女性会(関谷梅子会長)では、毎年7月に「社会を明るくする運動強調月間」の活動の一環として「愛の募金」を行っています。この募金は、昭和35年から実施されているもので、町内では、更生保護女性会が発会した平成12年度から取り組み、平成26年度には、約46万円のご協力をいただきました。

この募金は、一部を県内・町内の福祉施設に、また、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、絵本代として町内9カ所の保育所等へ寄附させていただきました。更生保護女性会は、心ならずも罪を犯した人や、非行少年に温かい手を差し伸べ、立ち直りを支援し、犯罪や非行のない明るい社会を築こうと活動しているボランティア団体です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ/関谷梅子さん (☎584・2787)へ。

命をささえるボランティア 献血協力者を表彰します!

9月18日(金)までに申請を!

寄居町公衆衛生連絡協議会と町では、毎年、合同表彰式(11月14日(土)予定)で、献血協力者を表彰しています。今年度も次の3つの要件に該当する方を申請により表彰します。①寄居町に住民票がある方②平成27年3月31日までに献血回数が10回に達した方③今までに献血協力者として町の表彰を受けたことがない方

申請方法/生活環境エコタウン課窓口に備え付けの申請書、またはお手持ちの用紙に「献血協力者表彰申請書」と書いて、「行政区名・住所・氏名(住民票のとおり)・フリガナ・生年月日・電話番号」を記入のうえ、「献血手帳、または献血カードのコピー」を添えて提出、または郵送してください。

提出先・問い合わせ/生活環境エコタウン課(〒369-1292 大字寄居1180-1、☎581・2121内線222)へ。

要支援・要介護認定を受けている方へ

「介護保険負担割合証」が発行されます

「介護保険負担割合証」には介護サービスの利用者負担割合(1割または2割)が記載されています。適用期間は8月1日から翌年7月31日までです。介護サービスを受けるときは、「介護保険負担割合証」をサービス事業者に必ず提示してください。

「介護保険負担限度額認定証」の発行条件が変わります

従来は市町村民税非課税世帯に属していることが条件でしたが、新たな条件として、配偶者が市町村民税非課税であること、本人と配偶者の預貯金等の合計額が2,000万円(配偶者がいない場合にあっては1,000万円)以下であることが加わります。

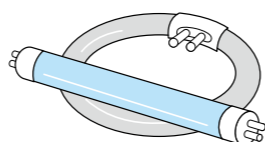
問い合わせ/大里広域市町村圏組合介護保険課(☎048・501・1330)、または介護保険事務所(健康福祉課内☎581・2121内線123・124)へ。

ご利用ください! 廃蛍光管・鏡・水銀体温計の臨時回収

蛍光管には、水銀を含むガスが封入されています。町では年2回、有害ごみとして各地区の指定場所で収集していますが、この収集に間に合わなかった方、または出し忘れてしまった方を対象に、次の日時に廃蛍光管等を回収します。なお、廃乾電池については、平日に役場の総合案内および男衾・用土両連絡所に回収ボックスを設置していますので、そちらをご利用ください。

※白熱電球は有害ごみではありませんので、ビン類として不燃ごみの日に出してください。

日時/7月25日(土)、26日(日)両日とも午前9時~11時
場所/役場庁舎北口玄関前
対象/廃蛍光管、鏡、水銀体温計
問い合わせ/生活環境エコタウン課(☎581・2121内線221・222)へ。



農薬危害防止運動期間中です!

農薬は適正に使用し、事故を防止しましょう!

国では、毎年6月から8月までの3カ月間、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施しています。

○状況に応じた適切な防除を

病害虫や被害発生の早期発見に努め、発生状況に応じた適切な防除を行いましょう。また、病害虫が発生していないのに、定期的に農薬を散布するのはやめましょう。

○農薬を使用しない方法を

害虫を捕殺する、被害を受けた枝や葉を切り取る、虫が寄りつかないように網をかけるなど、農薬を使わなくてもできる防除を優先して行いましょう。

○やむを得ず農薬を使用するときは

農薬のラベルや袋に表示されている使用基準や使用上の注意事項を必ず確認してから使いましょう。また、誤飲等の事故を防止するため、小分けは絶対に行わず、鍵をかけて安全に保管しましょう。

○農薬散布は最大限の配慮と細心の注意を

農薬の散布区域は最小限の範囲に留めましょう。また、無風や風が弱いとき、早朝など、天候や時間帯を選んで行いましょう。

○事前に十分な周知を

農薬を散布するときは、散布日時や使用する農薬等を、あらかじめ周囲に住んでいる方や近くを通行する方に看板等で十分伝えましょう。近隣に学校や通学路がある場合は、学校や保護者にも周知してください。また、散布中や散布後も看板やコーンを配置して、散布区域に関係者以外の人が立ち入らないようにしましょう。

問い合わせ/県保健医療部業務課薬物対策担当(☎048・830・3633)、県農林部農産物安全課(☎048・830・4053)、または熊谷保健所(☎048・523・2811)へ。

青年就農給付金受給者を募集します!

青年就農給付金(準備型)

県では、新規就農総合支援事業に基づく青年就農給付金(準備型)の受給希望者を募集します。就業予定時の年齢が、原則45歳未満で、県が認めた研修機関等で就農に向けた研修を受ける方は、最長2年間、年間150万円の給付を受けることができます。一定の要件を満たす必要がありますので、申請を希望される方は事前にご相談ください。詳しくは、県のホームページ(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0903/syunoukyuhukinhome.html)をご覧ください。

受付期限/7月31日(金)午後4時まで

その他/研修計画を2部作成し、電話で予約のうえ、持参してください。原則として、受付の際に面接を行います。給付金は予算の範囲内で給付するため、要件をすべて満たしていても給付されない場合があります。

申し込み・問い合わせ/大里農林振興センター新規就農・法人化担当(☎526・2210)へ。

青年就農給付金(経営開始型)

独立自営就農時の年齢が、原則45歳未満で農業経営を開始し、国が定める要件を満たす方は、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間150万円の給付を受けることができます。申請には一定の要件を満たす必要がありますので、申請を希望される方は事前にご相談ください。詳しくは、農林水産省のホームページ(https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roundou.html)をご覧ください。

受付期限/7月31日(金)まで

その他/給付金は予算の範囲内で給付するため、要件をすべて満たしていても給付されない場合があります。

申し込み・問い合わせ/農林課(☎581・2121内線40)へ。

インターネット公売を実施します

町では、税の滞納処分として差し押さえられた不動産等を、インターネット公売により売却します。この公売は、ヤフー株式会社が運営するヤフオク!(官公庁オークション)を利用して行うもので、参加資格を満たせばどなたでも参加できます。

■参加申し込み期間/7月7日(火)午後1時から23日(木)午後11時まで

■入札期間/7月30日(木)午後1時から8月6日(木)午後1時まで

■公売方法/インターネットを使用して行う入札方式による公売

■公売物件/大字鉢形地内の建物付き土地1件

■売却決定日/8月13日(木)

■代金納付期限/8月13日(木)午後2時30分

■参加資格/20歳以上で寄居町インターネット公売ガイドライン等を厳守できる方。ただし、法律で定められた一部の人を除く(公売物件ごとに指定した公売保証金を納付していただくことが条件となります)。

■参加申し込み方法等/インターネット公売に参加する方は、事前の申し込みが必要です。7月23日(木)までに、ヤフー株式会社が運営するヤフオク!(https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/sai_yorii_town)からお申し込みください。

※公売物件の詳細や申し込み方法は、参加申し込み開始日以降に、町ホームページ(https://www.town.yorii.saitama.jp/)またはYahoo!JAPAN「官公庁オークション」(https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)から確認できます。

問い合わせ/税務課(☎581・2121内線158)へ。



公売物件